

「鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」改正案

●概要

一定規模の開発行為では、公園等を設置する必要がありますが、都市計画法第33条第3項の規定により、宅地分譲の目的で行う開発行為において、その規模を0.3ha以上から1ha以上に緩和し、かつ施設の種類を公園に限定し、強化します。また、開発面積に対する公園の1箇所当たりの最低面積を100m²以上から300m²以上に強化します。

	開発区域面積の 最低限度	施設の種類	公園1箇所当たりの 面積の最低限度
改正前	0.3ha以上	公園、緑地又は広場	100m ²
改正後	1.0ha以上	公園に限定	300m ² (※)

※宅地分譲以外の開発行為においても、公園を設置する場合は、面積の最低限度は300m²となります。

●効果

- ・ 狭小な公園の増加を抑制することによる持続可能な公園管理の実現
- ・ 開発地内の有効な土地利用や開発事業者の負担軽減による宅地開発の促進
- ・ 公園面積を一定規模確保し、施設の種類を公園に限定することによる住環境の充実

●施行期日

令和8年7月1日予定

※令和8年7月1日以降に許可を受ける開発行為に適用されます。

施行日以後に都市計画法第35条の2の規定による変更の許可の申請を行った開発許可についても適用することができます。